

秋田市の訪問型サービスAの指定基準について

1. 人員基準

	従前相当サービス	訪問型サービスA
管理者	常勤・専従1人 ※サービス提供責任者兼務可能。	専従1人(兼務可) ※サービス提供責任者兼務可能。
訪問介護員	常勤換算2.5人以上 (サービス提供責任者を含む) 資格：介護福祉士、実務者研修修了者、 旧介護職員基礎研修修了者 等	必要数 (兼務可・サービス提供責任者を含む) 資格：介護福祉士、実務者研修修了者、 旧介護職員基礎研修修了者 等 →常勤換算の2.5人に含む 秋田市が認める研修を受講した方 →常勤換算の2.5人に含まない
サービス提供責任者	利用者の数が40人またはその端数を増すごとに1人以上 資格：介護福祉士、実務者研修修了者、 旧介護職員基礎研修修了者 等	1人以上(兼務可・専従) 資格：介護福祉士、実務者研修修了者、 旧介護職員基礎研修修了者 等 秋田市が認める研修を受講した方

※「利用者の数」・・・サービス提供責任者が兼務する場合は、「訪問介護、従前相当サービス、訪問型サービスA」の利用者を足し合わせた数とします。

- ・管理者、訪問介護員、サービス提供責任者ともに、支障がない場合は、同事業所の他の職務、同一敷地内の他事業所に従事できます。
→ 現在の人員で兼務できれば、新しい人員の配置は不要。
- ・サービス提供責任者は、訪問介護、従前相当サービス、訪問型サービスAを同事業所で一体的に行う場合は1人で兼務が可能です。
- ・「訪問介護、従前相当サービス、訪問型サービスA」と「それ以外のサービス」を併設で行う場合、それぞれのサービスで勤務時間を区別することが必要です。

2. 設備基準

	従前相当サービス	訪問型サービスA
相談室・事務室	事業の運営に必要な広さを有する専門の区画 必要な設備・備品	同左。 ※訪問介護、従前相当サービスと一体的に運営されている場合、設備の共用が可能。

3. 運営基準

改正前の「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の文言を読み替えて準用します。

【読み替え】

- ・指定介護予防訪問介護 → 訪問型サービスA
- ・指定介護予防訪問介護事業者 → 訪問型サービスA事業者
- ・指定介護予防訪問介護事業所 → 訪問型サービスA事業所
- ・要支援認定 → 要支援認定または事業対象者確認
- ・介護予防サービス計画 → 介護予防サービス・支援計画
- ・介護予防サービス費 → 第一号事業支給費
- ・介護予防訪問介護計画 → 訪問型サービスA計画

4. 定款

- ・「第一号事業」または「第一号訪問事業」と記載されていれば、変更の必要はありません。

~~※社会福祉法人で、「第二種社会福祉事業・老人居宅介護等事業」とだけ記載している（「第一号訪問事業」の記載がない）場合は、変更の必要があります。~~

5. 運営規程

- ・訪問型サービスAの開始にあたり、既存項目の変更は必要ありません。
- ・「第一号訪問事業」の記載があれば、文言の変更は必要ありません。

※「訪問型サービス」とだけ記載している場合は、変更の必要があります。

- ・「第一号訪問事業」という表記に変更する
 - ・「訪問型サービスA」の内容を追記する
 - ・「訪問型サービスA」の運営規程を別に作成する
- いずれも
変更届の提出が必要

6. 重要事項説明書・契約書

- ・訪問型サービスAの開始にあたり、以下の【記載例】に従い、下線部分の内容を書き加える必要があります。

(1) 訪問型サービスAの種類と料金

【記載例】

訪問型サービス（Ⅰ）1,168円/月・週に1回程度 要支援1・2・事業対象者
訪問型サービス（Ⅱ）2,335円/月・週に2回程度 要支援1・2・事業対象者
訪問型サービス（Ⅲ）3,704円/月・週に3回程度 要支援2
訪問型サービスA：223円/回（回数払い） 要支援1・2・事業対象者

※料金表になっている場合は、既存の表に対応させて「訪問型サービスA」の取扱について加えること。

(2) 訪問型サービスAに係る加算

【記載例1】

- 初回訪問を行って月にサービス提供責任者がサービスを行った（同行訪問をした）場合は、200円が加算されます。
 - 介護職員処遇改善加算として、上記利用料に〇〇%を乗じた金額が加算されます。
- ※訪問型サービスAを利用されている方は「初回加算」のみ該当します。

【記載例2】

- ・介護職員処遇改善加算 1か月の単位数に〇〇%の加算
 - ・初回加算 1月につき200円
- ※訪問型サービスAを利用されている方は「初回加算」のみ該当します。

(3) 訪問型サービスAのサービス内容

【記載例】 サービス内容について

- | | |
|----------|-------|
| ○身体介護 | ○生活援助 |
| ・食事介助 | ・買い物 |
| ・清拭、入浴介助 | ・調理 |
| ・排泄介助 | ・掃除 |
| ・体位変換 等 | ・洗濯 等 |

※「第一号訪問事業」のうち「訪問型サービスA」は、「生活援助」サービスのみのみを行います。

(4) 事業所で指定を受けている事業

【記載例】

事業の種類	指定年月日	事業所番号
訪問介護	平成〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇
<u>第一号訪問事業 (訪問型サービスA)</u>	<u>平成27年4月1日 (平成30年10月1日)</u>	〇〇〇〇

7. 指定申請について

(1) 必要書類（簡略化）

現在、第一号訪問事業の指定を受けている事業所については、申請書類を簡略化します。

- 秋田市介護予防・生活支援サービス事業第一号事業者指定申請書
- 指定通知書の写し（秋田市介護予防・生活支援サービス事業に係るもの）
- 付表1
- 定款の写し（変更の必要がある場合は、変更したもの）
- 運営規程の写し（変更の必要がある場合は、変更したもの）
- 重要事項説明書の写し（変更したもの）
- 契約書の写し（変更したもの）

(2) 提出締切（簡略化）

平成30年9月10日（月）

(3) 簡略化の取扱い

- ・平成30年9月10日までに申請を提出すれば、上記(1)の簡略化した書類で審査を行い、平成30年10月1日付で指定します。
- ・平成30年9月11日以降は、簡略化したものではなく、通常の指定申請書類一式が必要となります。
→ 簡略化可能な期日までの申請をお願いいたします。